

【用語】宛行状あてがいじょう—領主が家臣に所領を与える時に渡した文書 追而一追而書、追伸、手紙の本文末尾に付け加えて書く、本文のあとに読む 重恩—さらに御恩を与えること 本領—代々伝えられた領地 向後—この後、今後

【解説】天正十八年（一五九〇）七月、豊臣秀吉の小田原攻めで北条氏が滅亡すると、八月には徳川家康が関東へ入部した。これに伴い、真田昌幸の子信幸が沼田城に封ぜられ、ここに利根・吾妻両郡二万七〇〇〇石を領有する沼田藩真田氏が誕生した。初代信幸は直ちに領内の検地を実施しており、同年八月の下河田村（沼田市）の検地帳が知られている。また信幸は吾妻郡下の地侍に対し知行地を給付して家臣団に組み込んだ。

この文書は、天正十八年十二月十日付けで信幸が家臣の折田軍兵衛へあてた宛行状で、奉者ほうしゃの大熊・木村は真田家臣である。折田氏は、はじめ武田氏に仕え、天正十年には真田昌幸から横尾の地一七貫文を給付された。さらに同十七年十一月、知行替えで信濃国伊奈郡箕輪（長野県箕輪町）の地一〇貫文を与えられたが、翌年十二月改めて本領の折田村など四四貫五八七文の地を給付されることになったのである。以後、折田氏は沼田藩の真田家臣として仕えたが、天和元年（一六八一）十一月の真田信利の改易かいえきによって折田村に土着した。なお、この文書は中之条町指定の重要な文化財である。